

四日市市上下水道局告示第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者について、同条第2項の規定により次のとおり水道料金、下水道使用料及び農業集落排水施設使用料の指定納付受託者を指定したので、四日市市水道事業会計規程（平成5年四日市市水道局管理規程第4号）第8条の2の規定、四日市市下水道事業会計規程（平成17年四日市市上下水道局管理規程第4号）第6条の2の規定及び四日市市農業集落排水事業会計規程（令和6年四日市市上下水道局管理規程第9号）第6条の2の規定に基づき、告示する。

令和8年3月26日

四日市市上下水道事業管理者 伴 光

1 指定納付受託者の指定を受けた者

名称	住所または所在地	指定公金事務取扱者に係る指定をした日
PayPay 株式会社	東京都千代田区紀尾井町1番3号	令和7年3月6日
イオンフィナンシャルサービス株式会社	東京都中央区日本橋本石町4-6-7 日本橋日銀通りビル5階	令和8年3月13日

2 指定納付受託者に納付させる歳入の種類

水道料金、下水道使用料及び農業集落排水施設使用料

3 指定納付受託者に歳入を納付させる期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(上下水道局管理部お客様センター)